

新宿区長宛て

捨印

## 施設等利用費 交付請求書

【 認証保育所／認可外保育施設／一時保育／定期利用保育／病児・病後児保育／ファミリーサポート事業用 】

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費について、下記のとおり請求します。

## 1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		子どもとの続柄	生年月日	年	月	日
氏名		印	居住地			

## 2 請求の対象となる子ども(子ども1名につき、請求書を1枚ご提出ください。)

フリガナ		認定番号										
氏名		法第30条の4の認定種別		<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号	請求対象期間中に転入又は転出した場合は転入日・転出日						
生年月日	年	月	日	令和	年	月	日					

※ 月の途中で新宿区から転出した場合や、他の区市町村から転入した場合は、請求先の区市町村が複数となる場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

## 3 利用した施設・事業所の名称(複数記入可)

①	施設・事業所名		無償化対象 <input type="checkbox"/>	③	施設・事業所名		無償化対象 <input type="checkbox"/>
②	施設・事業所名		無償化対象 <input type="checkbox"/>	④	施設・事業所名		無償化対象 <input type="checkbox"/>

※ 利用した施設・事業所が無償化の対象である場合は、無償化対象欄の口にチェックをしてください。無償化の対象でない場合は、利用料の請求はできませんのでご注意ください。

## 4 施設等利用費の請求内訳

利用年月日	「無償化対象」の利用料を記入してください。		支払額合計 (c=a+b)	月額上限額(d)※		請求額 (cとdを比較して 小さい方)
	認証保育所・ 認可外保育施設に支払った 月額利用料 (保育料) (a)	一時保育、定期利用保育、病 児・病後児保育、ファミリー サポート事業に支払った月額 合計利用料 (b)		(1) 第2号認定 (3歳～5歳児クラス) 37,000円	(2) 第3号認定 (0歳～2歳児クラス) 42,000円	
令和 年 月	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円	円
合計(金額を下記の5に記入してください。)						円

※ 認定の状況により月額上限額は日割りとなる場合があります。日割りによる上限額は次のとおりです。

- ・途中で認定期間が終了する場合又は新宿区から転出した場合の月額上限額：37,000(42,000)円×認定終了日又は転出日までの日数÷その月の日数(10円未満切り捨て)
- ・途中で認定期間が始まる場合又は他の区市町村から転入した場合の月額上限額：37,000(42,000)円×新宿区での認定開始日からの日数÷その月の日数(10円未満切り捨て)

## 5 施設等利用費の請求額(合計) ※この欄は訂正印(修正液等を含む)での訂正はできません。誤記した場合は、請求書を再作成してください。

上記4に記入した請求額の合計を右づめで記入してください。

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

## 6 添付書類

上記4の利用料に関する以下の書類(原本)をすべて添付してください。書類が揃っていない場合は請求できません。

領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 ※ファミリーサポート事業のみを利用した場合を除く。  
(上記書類がない場合は、施設・事業所が発行した領収証等及び特定子ども・子育て支援提供証明書)

活動報告書 ※ファミリーサポート事業を利用した場合のみ